

Title	支那の史料に現はれたる我が上代(五)
Sub Title	
Author	橋本, 増吉(Hashimoto, Masukichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1929
Jtitle	史学 Vol.8, No.2 (1929. 8) ,p.45(211)- 86(252)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19290800-0045

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

支那の史料に現はれたる我が上代（五）

一七

それから、「黥面文身」の記事と並び記されてゐる「以朱丹塗其身體、如中國用粉也」といふ文句であるが、この記事についても菅政友氏の漢籍倭人考には、「此事他ニ記ルシ傳ヘシモノハ無ケレド、火闌降命以來ノカラハシニテ、熊襲國ナル一種ノ風俗ナラントハ、此ノ傳ニヨリテ却リテ當時ヲ想像スルナリ」となし、神代紀の一書を引用し、「此ノ以赭塗掌塗面トイヘルヲ、以丹朱塗其身體ト記ルセルニ考ヘ合ハセテ、其風俗トナレル由來ヲサトルベシ」と論じて居らるゝのであり（史學雜誌第三編所載「漢籍倭人考」参照）、那珂博士も亦「皇國ニカ、ル風俗ノ有リシ事ハ、物ニ見エネドモ、隼人等ガ遠祖ト言ヒ傳ヘタル、火照命ガ御弟火遠理命ニ憶苦タシナメラレテ、僕ハ今ヨリ以後、汝命ノ夜晝ノ守護人トナリテ、仕ヘ奉ラント申セルコトヲ、神代紀海宮段第四ノ一書ニ、兄著贊鼻以赭塗掌塗面、告其弟曰、吾汚身如此、永爲汝俳優者云々トアレバ、此ノ古傳ニヨリテ、熊曾國ニハ赭ヲ塗ル風俗ノ起リシニヤ。又ハ其風

俗アルニヨリテ、此ノ古傳ヲ作リタルニモアルベシ」と論じて居らるゝのである。（那珂通世遺書所載外交譯史卷之三、第二十八章參照）また喜田博士は「朱丹を塗るの俗、今も現に南洋トロツク島等に行はる。往時は廣く各地に行はれしなり。本邦にありては古ヘ隼人に此の俗ありき。而して隼人の祖火闌降命は之を以て身を汚すの所行なりと言へり。以て其の天孫民族の爲さざる俗なりしを知る。埴輪土偶は傳へて近習の態を模せるなりといふ。古ヘ貴紳の近習には隼人多し。而してその土偶には顔面に朱丹を施したるもの少からず。蓋し近習の隼人を表はせるもの、斯くて倭人亦實に其の俗を有するなり。倭人が南方系統の民族にして隼人と深き關係ある、此の一事によりても察するを得べきなり」と述べて居らるゝのであるが（歴史地理第三十卷第五號所載「漢籍に見えたる倭人記事の解釋」參照）、その何れの所論も皆之れを以て神代紀の火闌降命の説話に關連せしめ、以て古ヘ熊襲隼人の間に行はれし風習にて、我が日本民族のなさゞりし習俗なりと認めてゐるのである。

けれども、當時の所謂熊襲隼人なるものが、その風俗慣習上多少他と異なるものがあつたとしても、やはり日本民族の一部で、たゞその地方色を有するものに過ぎなかつたことは、曩に既に詳論したところであるが、なほ記紀所載の火闌降命の説話から見ても、隼人の祖と稱せられる火闌降命が、神武天皇の御祖父たる彦火火出見尊の御兄であるといふ思想が、この説話の作られた時も、それが始めて採録せられた時も、それが古事記及び日本書紀に收録せられた時も、何の疑問もなく受容れられてゐるのであるか

ら、その當時の人々には隼人を以て異人種異民族として認めるといふ觀念は全くなかつたものと考へられるのである。尤もこの説話は政治的の意味合を有するもので、政治上隼人種族との融和を目的として作製せられたものであるから、之れを以て人種上の異同を判定すべき資料となすべきでないとの異論が起るかも測られないが、海幸山幸の物語、潮満瓊、潮涸瓊の物語は、狩獵漁撈を生業とする民族の間では、自然に發生すべき性質の説話であり、後の浦島説話などとも類似點を有し、他民族間の説話とも比較研究さるべきもので、決して有る政治上の目的によりて故意に作爲せらるべき性質のものではないのであり、もし政治的の意味合が存するものとすれば、その海幸山幸をば天孫瓊瓊杵尊の御子火闌降命と彦火火出見命とに當て、海幸火闌降命をば隼人等が始祖（他の箇所には吾田君小橋等之本祖也とあり）となし、山幸彦火火出見尊をば神武天皇の御祖父となせる點に於て認められるのである（古事記には瓊瓊杵尊の御子の御名をば火照命、火須勢理命、火遠理命即ち天津日高日子穗々手見命とし、火照命をば海佐知毘古、火遠理命をば山佐知毘古とし、火照命を隼人阿多君之祖となしてゐる。書紀の本文には彦火火出見尊の御弟を火明命とし、是尾張連等始祖也と見えてゐる）。而もたとひそれが政治的の意味を以て皇室の御祖先に關連せしめた物語であるとするも、それは吳が太伯仲雍の子孫といひ、越が夏后少康の後といふやうな、その民族の名譽心自尊心を満足せしむる種類の物語ではないのであるから、隼人等の方で作つたものではなく、大和の方で作爲したものと思はれるので、その隼人等の始祖をば神

武天皇の御祖父の御兄であるとなして怪しまなかつた時代に、またその隼人等をば異民族となし、隼人の國をば境外の國として認めたとは思はないのである。

だから、この火闌降命の古傳説は、既に九州方面も皆我が領域に包括せる後、恐らく古くより我が民族の間に行はれてゐた海幸彦山幸彦の民間傳説と、隼人の間に行はれてゐた「犢鼻を著け、赭を以て掌を塗り、面を塗り」て「種々の態」をなす習俗とによりて、作爲せられたものであらうと思はれるので、「著犢鼻以赭塗掌塗面」ことは、本來裝飾の意味か、或はマジック的の意味を有するものであつたらうと推せられるのであり、而もそれは南方より傳來せる習俗ではなかつたかとも疑はれるのであるが、とにかくも此くの如き習俗が隼人の間に行はれてゐた爲めに、記紀の物語作者は之れを以て火闌降命がその罪を謝する爲めに、その身を汚せるに始まるものとして説明したのであり、隨つてこの事實は、この物語作製の頃には、普通に我が民族の間に於ては、「赭を以て掌を塗り面を塗る」といふが如き習俗を有しなかつたことを明示するのであるが、而もそれと同時に、その事實はまた當時僻陬の地に於ては、なほ此くの如き風習の殘存せしものありしことも表示するものであり、更に古くは我が民族の間に於て、「赭を以て掌を塗り面を塗る」が如き習俗も、行はれるたりしものなるべきことをも思はしめるのである。況んや、各地出土の埴輪土偶の中に、その顔面に朱丹を施せるものがあり、中にはその全身を赤く塗つたものも見られるのであるから、實に原史時代に入りても、なほ我が民族の間に於ては、

少くともその一部に朱丹を以て面を塗る風習の遺存せし事實が確認せられるのである。喜田博士は之れを以て「近習の隼人を表はせるもの」と解せられるのであるけれども、顏面裝飾の埴輪土偶は啻に近畿地方に於てのみならず、武藏、上野、下野、常陸等關東方面に於てもまた發見せらるゝのであり、また啻に武士の土偶のみならず、女子の土偶にもその朱丹の裝飾を見るのであるから、まづ關東方面に於ける「貴紳の近習」も亦隼人であつたといふことが證明されなければ、その所説は成立たない譯であり、第一に埴輪土偶なるものが、果して近習の態のみを模せるものなるやも疑問であり、「古へ貴紳の近習には隼人多し」との推斷も、なほ穿鑿の餘地があらうと思はれるので、予は寧ろ博士の再考を求めざるを得ないのである。

されば、魏志倭人傳に倭人の俗を記して「以朱丹塗其身體、如中國用粉也」とある文句も、必ずしも架空の言とのみは思へないのである。してみると當時倭人の間には、「黥面文身」の習俗と共に、「以朱丹塗其身體」といふ風習も、並び行はれてゐたものと認められるのであるが、なほこの事實を裏書するものは、近時大に發達した人類學上の研究で、松本博士が陸前桃生郡宮戸島里濱貝塚にて發掘せし、男女及び小兒の人骨の頭部及び胸部に、鐵丹の附着せしものがあつたといふ事實や（歴史と地理第三卷第一號及び現代の科學第七卷第二號所載同博士論文參照）、越中氷見郡宇波村大境の白山社洞窟にて發掘せし人骨の中で、顔面及び下頸部に赤色の附着せるものあるを見たといふ、柴田常惠氏の報告や（人類

學雜誌第三十三卷第七號所載同氏報告參照）、貝塚土偶中にも亦赤く塗つたものがあるといふ事實などによりて、小金井博士が論ぜられたやうに、「日本石器時代の赤い骨は、その時代民族に身體を赤く塗る風習があつて、かゝる扮装を施した屍に於て、軟部消失の後、色料が骨に移着したのであらう」と思はれることであり（人類學雜誌第三十五卷第十一—十二號所載同博士論文參照）、而も「その風習は繩文式土器遺跡でも、彌生式土器遺跡でも、共に發見せらるゝ」とのことである。而してその原料として使用したもののが、恐らく酸化鐵であつたらうといふことも、また多くの人類學者の一致するところである。なほ人骨の顔面に赤色の附着せる例は、下つて原史時代に入りてもまた見らるゝことであるから、この慣習は恐らく石器時代より原史時代に亘りて行はれしものと認めらるゝのである。

然らば、なほその上に衣服を着用せりとなす記載は正當であらうか。即ち魏志によると倭人は一方に於て「黥面文身」の習俗を有し、他方に於て「以朱丹塗其身體」の習俗を有せしと共に、また「男子皆露絵、以木綿招頭、其衣橫幅、但結束相連、略無縫、婦人被髮屈絵、作衣如單被、穿其中央、貫頭衣之」といふ風習を有してゐたとのことであるが如何であらうか。菅政友氏は男子の服裝について「我カ上古ノ服制ノ書ニ見エシモノ詳カナラネバ、横幅トイヘルハ考ルニ由ナケレド、法隆寺ニ傳ハリシ天壽國曼荼羅ニ、立チタル一人ノ男子アリ。其服ハ下廣クシテ、筑後國人形原ナル石ノ偶人ノ姿ニ似タリ。丹青モテ横サマニ彩リタルハ、横幅トモイフベキサマナレド、他ニ證ナケレバ決メ難シ。結束相連

ハ編ミ綴リタルニテ、略無縫トハ縫目ノ露ハレヌトノ義ナリ。サルヲ山海經郭璞註ニ（衣服無針功）ト記ルシタルモ、モト此ノ文ニ源キタリト思ハルレト、サテハ針ヲハイサ、カモ用ヰ事トナリテ、我ガ

上古ノサマニハアラズ。記垣宮段ニ（紡麻貫針、刺其衣欄）又輕島明（一宿之間、織縫衣褲及襪沓）

神功紀ニ（於是皇后勾針爲鉤、取粒爲餌、抽取裳系爲緝）ナド見エテ、針モテ衣服ヲ縫ヘルハ往古ヨリノ事ナリ」となし、また婦人の服裝について、「此ハ漢書ニ儋耳朱厓ノ俗ヲ記ルシテ（民皆服布如單被、穿中央爲貫頭）トアリ、其ハ男女トモ合ハセテイヘルヲ、ヒトリ婦人ノ事トシテ取リタルナリ。

按フニ女王ノ魏使ニアヘリシヲリ、意須比ナト蒙リタルサマヲ、恠ミ思ヒテ語リシニ、聞ク人其ヲ思ヒガメテ、儋耳珠厓ノ俗ニ取リ合ハセ、カクハ記シタルニテモアルベシ。皇國古代ノ服制ハ新撰龜相記ニ、（伊佐波命答曰、云々、汝命者御柱自右廻之、吾者自左廻會男女之服左）トアリテ、男ハ左衽、女ハ右衽ナルコト明カナレバ、モトヨリ貫頭衣之ナトイフ姿ニ、見混フベクモ思ハレズ」と論じて居られるのであり（史學雜誌第三編所載「漢籍倭人考」參照）、那珂博士も菅氏のこの所説を引用して、殆ど全く之れに賛同して居られるやうであるが、たゞ其衣横幅云々については、「皇國ノ風俗ニハアルマジ。

若クハ邊陲ノ地ニハカヽル風俗モアリシニヤ」と記し、多少の疑問を残してゐるのであり、また作衣如單被云々の記事てついては、「漢書地理志ニ儋耳珠厓ノ男女一般ノ風俗トシテ記シタルヲ、婦人ノ事トシテ取リタルニテ、皇國ノ古代ノ風俗ニハカヽル衣服アリトモ覺エズ」と論じて居られるのであり、（那

珂通世遺書外文釋史卷之三參照）、内藤博士も亦是等の記事を以て「大要漢書地理志の儋耳珠厓の記事を襲用せり。此等は魏人の想像を雜へて、古書の記せる所に附會せるより推すに、親見聞より出でしにあらざること明らかなり」と推斷して居らるゝのである（藝文第壹年第四號所載「卑彌呼考」參照）。また喜田博士は倭人と天孫民族とを區別せらるゝが爲めに、「横幅の制詳ならず、但結束相連りて略縫なし」とあるによれば、臺灣土人が布帛を肩よりかけて、身に纏ふの類か。（中略）天孫民族が裁縫せられたる衣服を用ひたりけむ事は言はずもがな、針の事も既に記紀に所見あり。其の針功なき布帛を結束して身を纏ふこと、亦南方熱地の土俗ならざるべからず。林邑の俗衣横幅合縫如井闌と晉書に見え、扶南の俗男子裁錦爲横幅と南齊書にあり」となし、「單被の制詳ならず。漢書地理志に記する儋耳珠厓の俗に民皆服布、如單被、穿中央爲貫頭」とあり、顏師古の註に、著時從頭而貫之と云へり。魏志の著者倭人を以て越に關係ありと認めしは、一は其の俗が儋耳珠厓に酷似せるものあるによりしならん」と論して居られるのである。

けれども、倭人と天孫民族とを區別することの誤謬であることは、曩に詳論した通りであり、また記紀などの記事のみに依頼して、有史以前の我が古俗を論ずることの危險なることも、記紀の性質上明白なるところである。されば古事記や日本書記の中に、針縫についての記載があるからといつて、直に魏志の記するところは、我が古俗にあらずと断じ去る譯には行かないのであり、またその記事の一部が漢

書地理志所載の儋耳珠厓の風俗に類するものがあるからといつて、直に之れを以て魏人の想像を雜へて古書に附會せるもので、親しく見聞せしところではないと斷ずるのも如何であらうか、疑ひなきを得ないのである。

之れに對して中山太郎氏は常陸風土記久慈郡の條に古老の言として「珠賣美萬命自天降時、爲織御服、從而降之神名綺日女命(中略)、造立機殿、初織之、其所織服、自成衣裳、更無裁縫、謂之内幡」云々とあるを引いて、「我國に古く裁縫を要しない衣服が有つた事は、推測に難くない。そして此の内幡なるものが、後世まで用ゐられてゐた事は、令義解(卷二)神祇令、孟夏、神衣祭の條に、又麻績連等、績麻以織敷和^{ウツハタ}、以供神明、故曰神衣^{ミヤマ}とあり、令集解(卷七)上神祇令、孟夏、神衣祭の條に敷和者、宇都波多也、此常祭也、古記無別とあるによりて知られる」と論じて居らるゝのであるが、確に傾聽すべき所説であると考へる。また高橋健自博士はその著日本服飾史論に於て、大和國北葛城郡河合村大字佐味田、紀伊國海草郡西和佐村大字岩橋、近江國甲賀郡水口附近及び遠江國濱名郡知波田村大字利木にて發見せられた、埴輪土偶の實例により、「長い巾を裁縫せずに體に卷いて結び留める仕方」の服裝が、實際に行はれてゐたことを論證し、かつ同時に後世の祭服チハヤや、その直系と見るべき祭服小忌衣^{チミヨモモ}は、即ち所謂貫頭衣から系統を受けるものであらうと說いて居られるのであるが(日本服飾史第一章及第九章參照)、その大體の主旨に於て恐らく正當の見解であらうと考へる。

たゞ石器時代の遺物中にも、骨角器類の中に骨針と稱せられるものが發見せられるのであるから、當時の我が民族の衣服も、絶對に針を使用したものでなかつたとは、必ずしも確言は出來まいが、後世の鐵針を使用せる場合のやうな、裁縫衣であり得ないことは勿論で、魏志に「其衣橫幅、但結束相連、略無縫」とあるこの最後の一旬は、特に味ふべきものであらう。またたとひ「服飾起原の理法から考へて、服飾の性的分化は最初からあり得べきものでない」としても、三國時代當時の倭人の風俗が、男女の間に異なつた服装をなしてゐたといふことは、必ずしも全然あり得べからざることでもないのである。曩に掲げた南齊書卷五十八に見えてゐる扶南の俗に、「大家男子截錦爲橫幅、女爲貫頭、貧者以布自蔽」とあるものなども、參照すべきであり、この場合、もとより南齊書の著者が、漢書や魏志などによりてこの文を作つたと論ずるものもあるまいと思はれるので、偶然の一一致といふことも認めなければならぬし、たとへ野蠻の俗といへども、また男女によりて區別ある場合の存在も認めなければならぬのである。

なほ、かの銅鐸の文様の中に、種々の形をなした人物の繪が見らるゝのであるが、もとより極めて簡單に繪かれてゐるのであるから、その服装がどんなものであつたか、細かいことは全然解らないのであるけれども、とにかくその衣服が袖なしのもので、長さは腰下までにて、恐らく腰のところで紐か、何かで括つてゐたものではないかと思はれる形をなしてゐるのであり、略々倭人の服装として魏志に記す

るところと、一致するものあるやに推せられたのである。

それから、「男子皆露紵、以木縣招頭」とあるのは、所謂「美豆良」に結ひ、楮の皮の纖緯で織つた所謂「由布」にて鉢巻をなしたのを意味するものであらうといふことが多くの學者の解釋であるが、たゞ喜田博士は「男子冠を用ひず、故に露といふ。紵は結髮なり。其の如何なる結び方なりしかを明にせず。北史に無冠但垂髮於兩耳上」とあるは、古に所謂「みづら」にして、邦人の俗なり。從來露紵の語を解するに、此の句を以てするもの多きも、そは倭人と所謂日本民族との俗を混同せるものなり」と論じて居られるのである。けれども倭人と所謂日本民族とが同一民族なるべきことは、曩に詳論した通りであるから、この異論はその根本觀念に於て誤つてゐる。されど「男子皆露紵」といふ魏志の本文だけでは、それが如何なる結髮を意味するものか、もとより不明である。たゞ北史に「故時、衣横幅結束、相連而無縫、頭亦無冠、但垂髮於兩耳上」とあり、古事記に「爾天照大御神、聞驚而詔（中略）、即解御髮、纏御美豆羅」云々とあり、日本書紀にも神功皇后の條に「皇后便結分髮而爲髻」云々とあり、また古墳より發掘せらるゝ埴輪土偶に髪を左右に分ち兩耳の上に垂れたるものある事實などによりて、古く我が國の男子が所謂美豆羅と稱する結び方をなせし時代あることが明かであるから、魏志の所謂露紵も或はまた之れを意味するものにあらざるやを、推想し得るに過ぎないのである。而もその結髮が如何なる形であつたにせよ、その「露紵」であつたといふ事實が、我が古俗に反するものでないことにつけ

いては何人にも異論なきところである。また「以木縣招頭」といふことも、由布を頭にまとふことを意味するもので、萬葉集十一相聞歌に、「肥人額髮結在染木綿」とあり、上野國佐波郡剛志村大字下武士出土の埴輪土偶に鉢巻せるものある事實などによりて、我が古俗と必ずしも矛盾するものにあらざることは、既に多くの先賢が論ぜられた通りであらう。なほ「婦人被髮屈絛」とある文句も、北史倭國傳に「婦人束髮於後」とある文句と同一意味で、菅氏が「上古ノ女ハ破リタル髮ノ末ヲ頂ノ邊ニテ屈メ束ネテ、散ラヌ様ニモノシタルナリ」と論ぜられたのは、恐らく正當の見解であらうと思はれる。古墳發掘埴輪十偶の婦人頭髮が、高橋博士の所謂島田鬱風をなすのも、恐らくその系統に屬するものであらうと推せられるのであり、この點に於ても必ずしも我が古俗との矛盾を認むべきではあるまいと考へる。

要するに、魏志倭人傳に於て倭人の習俗として、三箇所に亘つて分記されてゐる、「黥面文身」の俗と、「以朱丹塗其身體」といふこと、「男子皆露絛、以木縣招頭、其衣橫幅、但結束相連、略無縫婦人被髮屈絛、作衣如單被、穿其中央、貫頭衣之」とある風俗とが、何れも我が民族の間に古く行はれた習俗として認められ得るものなることは、以上論ずるところによりて明かなることであらう。而もその衣服は不完全なもので、手足を現はし、また半身を露出すべき型式のものであるから、衣服を使用すると同時に、顔面及び身體に裝飾を施すことが必ずしも不自然ではあるまいが、たゞ同一人にして「黥面文身」と共に、「以朱丹塗其身體」、以てその裝飾としたといふことは、如何にも不自然に考へ

られるのであり、またその文章の上から見ても、「黥面文身」に關する記事と、頭髮衣服に關する記事とは、必ずしも連絡なきものとも思はれないが、「以朱丹塗其身體、如中國用粉也」とある記事は、全く前二者と懸離れて、連絡なく記載せられてゐるのであり、前二者は多少漢書地理志所載粵地の俗を聯想せしむるものがあるのであるが、後者は全然之れと無關係の記事となつてゐるのである。だから、たゞひ是等の記事が眞に倭人の俗を傳ふるものであるとしても、恐らく場所を異にし、或は時代を異にして見聞せる事實か、或は同一時代同一場所の事實であるとしても、階級を異にせるか、或は職業を異にせるものゝ習俗を、各別に傳へしものであらうと推想せられるのである。

なほ倭人の俗を記るせる記事に、

倭地溫暖、冬夏食生菜、皆徒跣、有屋室、父母兄弟、臥息異處、

といふ文句と、

飲食用籠豆、手食、

といふ文句と、

其會同坐起、父母男女無別、人性嗜酒、見大人所敬、但搏手以當跪拜、其人壽考或百年或八九十年、其俗國大人皆四五婦、下戶或二三婦、婦人不淫不妬忌、不盜竊、少爭訟、其犯法、輕者沒其妻子、重者滅其門戶、及親族、尊卑

各有差序、足相臣服、收租賦、有邸閣、

といふ文句と、

下戸與大人相逢道路、逡巡入草、傳辭說事、或蹲或跪、兩手據地、爲之恭敬、對應聲曰噫、比如然諾、

といふ文句とが、四箇處に亘つて分記されてゐるのであるが、また別に

其風俗不淫男子皆露紱、云々

といふ文句と、倭女王卑彌呼に關する記事の中で

居處宮室樓觀、城柵嚴設、云々

といふ文句とが、それ等の前と後とに見えるのである。その記載法は如何にも統一がなく、前後重複し、亂雜な書き方となつて居り、決して或る一種の史料に基いて記載せるものではなく、數種の史料から無方針に抽出し併記したものであることは、一見して明白なるところである。

その中で、「其人壽考或百年或八九十年」とある文句は、別に倭人の俗を傳ふるものでなく、隨つて倭人の俗について記せる記事の間に挿入せられてゐることも不自然であるが、またこの文句が決して倭人の實際について記せるものではなく、たゞ支那人の思想を支配してゐる五行思想により、東方は木徳の地にて扶桑の生ずるところ、蓬萊、方丈、瀛洲のあるところ、仙人之れに居り、不老不死の薬を產

すといふやうな思想を有するのであるから、隨つて東方に住する倭人も亦長命で、或は百年或は八九年のもの多しとなす考へも、自然に生ずる譯であり、全く當時の支那人の此の如き思想を現はせし文句に過ぎないことは、既に白鳥先生等の論ぜられた通りである。かの論衡に「倭人貢鬯草」とか、「暢草獻於倭」など、見えてゐるのも、やはり同一思想の現はれであらうし、魏志に「其風俗不淫」とあり、また「婦人不淫、不妬忌」とあるが如きも、やはり「東方有君子之國」とか、「東方未德仁、故有君子之國」などといふ、淮南子その他の書にも見えてゐる。五行思想から引き出された思想の現はれとして認むべきであらうと推せられるのである。たゞ直ぐその次ぎに、「不盜竊少爭訟」とある文句は、やはりこれと同一思想の現はれとしても見られ得るのであるが、或は當時の幼稚にして淳朴なる事實を傳へしものとしても考へられるのである。

それから、「其俗、國大人皆四五婦、下戸或二三婦」とある文句は、前に「其風俗不淫」とあるのと、多少矛盾する思想のやうにも思はれるが、「其風俗不淫」といふ記事はもとより東方未徳の地に於ける習俗として述べられた理想上の記事であるから、とにかくこれもあり得べき習俗と考へられるのであり、同時に「見大人所敬」云々とあり、また「下戸與大人、相逢道路」云々とある文句と共に、當時既に倭人の社會に於て、貴族と平民との階級的區別が現存せしことを明示するものである。かつ「尊卑各有差序、足相臣服、收租賦、有邸閣」とあるによりて見れば、國王の下に貴族があり、その貴族も亦

土地を領有し、臣民を私有し、租賦を課して之を支配せしものと思はるゝのであり、我が國の上代に於て行はれた、後にカバネの制として傳へられてゐる、一種原始的の氏族的封建制度と同様の制度が、當時既に行はれてゐたことが察せられるのである。してみるとその風俗習慣の如きも、貴賤尊卑の差序によりて、多少の相違が存したものと、推せられるところであり、曩に掲げた衣服の制の如きも、主として下民の間に行はれたものであるかも測られないといふ疑念も生ずるのであり、「皆徒跣」とあるのも、或は下民の俗で、北史に「其服飾、男子衣裙襦、其袖微小、履如屨形、漆其上、繫之脚、人庶多跣足」とあるやうに、上下によりてその區別が存したのではないかといふ疑問も生ずるのである。けれども魏志に「諸國文身各異、或左或右、或大或小、尊卑有差」とあり、北史に「故時、衣橫幅結束、相連而無縫」とあるところを以て見ると、魏の時代と南北朝の頃とでは、その服飾にも著しき變化ありしことが察せられるのであり、魏の當時には「黥面文身」の俗の如きも、上下一般の習俗であつたらしく見えるのであるから、衣服の制の如きも、恐らく上下共に横幅衣や貫頭衣を著けてゐたのであらうかとも考へられるのであるし、徒跣の俗の如きも亦當時一部少數の貴族を除いては、恐らく一般的であつたらうかとも察せられるのである。たゞ我が國は氣候の上で冬は中々寒くなるのであるから、別に記錄はないけれども、寒中降雪の時などには、或る場合には、なほその上に毛皮を着たり藁を被つたり、或は藁靴類似のものを穿くといふ位のことは、行はれたであらうと思はれる。魏志にも「種禾稻、紵麻蠶桑、緝績出細

綺縫縣」とあり、銅鐸の文様にも二人の人物がその間に臼を置き、杵で何か舂いてゐる繪などが見えて居り、殊に魏志の記事には見えないが、銅鐸文様には鹿狩猪狩の繪があり、漁撈の繪も見らるゝのであるから（高橋博士著「日本原始繪畫」及び梅原末治氏著「銅鐸の研究」参照）、漁撈狩獵と共に古く既に農業が行はれてゐたことは明かで、藁や毛皮の原料に困ることはなかつたらうと推せられる。現に貝塚から焼米を出した例もあり、また土器の底邊に生米の附着して出土せる實例もあるのである。那珂博士は「皆徒跣トハ下ザマノ者ノコトナラン。古事記應神天皇ノ條ニ沓襪ナド見エタレバ、國內スペテ徒跣ナルニハアラズ」と論ぜられ、菅政友氏も亦同様の論旨であるが、果して如何であらうか、疑ひなきを得ないのである。かの古事記に沓襪についての記事があるからといつて、それが魏志に見える「徒跣」の記事を否定するものでないことは云ふまでもないのであるが、元來草履や木履を穿くことも、普通には我が國固有の習俗なるかの如くに思はれてゐるものであるけれども、之れも恐らくもとく、那の習俗の摸倣であらうと考へられるのである。我が原史時代の古墳から今日の短靴に似た形の「沓」だとか、石製摸造の副葬品である「屐」などが出土するのであるが、「沓」は鹽鐵論に「古者、庶人麤扉草履、今富者革沓絲履」とあり、漢書揚雄傳長揚賦に「革韁不穿」とあり、張華輕薄篇に「足下金薄履」とある類の革沓、革韁、金薄履等にその系統を引くものであり、「屐」は風俗通に「延嘉中、京師長者皆著木屐、婦女始嫁、作漆畫屐、五色采爲系」とあり、南史謝靈運傳に「常着木屐、上山則去其前齒、下山去

其後歎「宋書謝靈運傳には「木履」とあるも如何にや」と見えてゐる、かの「木履」に類するものであらうと思はれる。

それから、「倭地溫暖、冬夏食生菜」といふことも、「食飲用籠豆、手食」といふことも、亦恐らく當時の民俗を傳へたものであらう。「倭地溫暖、冬夏食生菜」といふ文句については、菅氏は「筑紫ノ地、南北ノ寒暖モトヨリ等シカラネド、コヽナルハ女王國アタリヲムネトイヘルナルベシ」となし、那珂博士も「此ハ筑紫ノ南方ヲ主ト云ヘルナルベシ」といつて居られるのであり、邪馬臺國を以て九州の地に比定せんとする論者、殊に菅氏那珂氏などのやうに、之れを以て九州南部の地に比定せんとする論者には、特に有利な記事として利用せらるゝ文句であるが、然しこの記事は必ずしも九州地方ばかりでなく、畿内中國の地方にも當嵌められ得べきものであり、現に關東方面に於てすら、冬夏共に生菜を產してゐるのであるから、この地方の氣候も亦炎熱或は寒冷でなく、比較的溫暖であると認められ得るのである。また「食飲用籠豆、手食」といふ文句についても、菅氏は漢書地理志に「朝鮮云々、其田民飲食以籠豆」とある註に、「師古曰、以竹曰籠、以木曰豆、若今之檠也」と見えてゐる文句だの、字典及びその中に引いてある説文、爾雅釋器、周禮冬官考工記註、公羊傳註に見えてゐる「豆」についての解説を引き、「皇國ニハモトヨリカヽル器アルコトハ、イトモ傳ヘネバ、此ハソレニ似タルモノヲ用ヒシヲ見テ記シタルナラン」となし、かつ「手食」については、崇神紀に見えてゐる倭迹々日百襲姫命の箸墓の物

語を證として、「手食トイヘルハ、其誤レルヲ知ルベキナリ」といつて居られるのであり、那珂博士も「籠豆は爾雅釋器に竹豆謂之籠、木豆謂之豆トアリ、竹木ヲ以テ造レル高坏タカツキニシテ、支那ノ古代ニ祭祀燕享ニ用ヒタル器ナリ。皇國ニテハカ、ル器ヲ用ヒタルヨト無ケレドモ（中略）、皇國ニテ坏椀ナドヲ用フルコトヲ、魏人ノ傳ヘ聞キテ、コレモ籠豆ナラント推シ量リテ記シタルナルベシ。手食ハ箸ヲ用ヒヌコトヲ云ヘルナレドモ、崇神紀ニ箸ノ墓ノ古傳アリテ、箸ヲ用フルハ古キ事ナレバ、コレモ徒跣ト同ジク下ザマノ風俗ヲ云ヘルナラン」と論じて居られるのであるが、然し是等の議論に亦なほ考慮の餘地大なるものがあらうと考へられるのである。蓋し、太古我が國に於ては食器として如何なるものを使用せしか、之れを推定することは頗る困難なる問題であるが、而も近時考古學的研究發達の結果として、貝塚その他の遺跡地から、諸種の繩文式土器や彌生式土器が發掘されて居り、殊に彌生式土器の中には高坏型のもの、即ち所謂籠豆型に類するものも多く發見されてゐるのであり、隨つてその原型たる木器竹器の存在をも、また豫想され得るのである。されば魏志倭人傳 「食飲用籠豆」と記るされるある事實も、また必ずしも架空のことのみとはいへないのである。

たゞ或は北史倭國傳に倭人の風俗を記し「俗無盤俎、藉以檸葉」とあり、また我が國に於ては古くはかしほの葉を以て、飲食の用具として使用せりとなす傳説あるにより、之れを以て上古に於ける一般の習俗と認め、爲めに魏志倭人傳の記事を疑ひ、或はその魏志と北史との記事の相違を以て、即ち九州

地方と畿内地方との土俗の相違を傳ふるものとして、之れを解するものも生じ得る譯である。けれども支那の南北朝時代、或は三國時代よりも更に古いと思はるゝ、貝塚その他の遺跡地から諸種の土器類が發掘せられ、かつその原型たる木器竹器の類も存在したと思はるゝ時代に、飲食の具として常に木の葉を使用せりとほ頗る疑はしいことであり、恐らく飲食物を盛るべき器具は他にありて、それに飲食を盛る際に、その下敷きとして、或はその覆ひとして木の葉を使用したか、或は土器竹器木器等諸種の飲食器と共に、或る場合に或る種の飲食物には木の葉を使用したといふ程度に過ぎないものではないかと推考せられるのである。かくの如き木の葉の使用法は、今日と雖もなほ行はれるところであり、太古以來の遺風として之れを認むべきであらうと考へられるのである。けれども古事記中卷仲哀天皇の條、日本書紀卷之三神武天皇の條、或は延喜式卷第七踐祚大嘗祭の條などに見えてゐる葉盤ヒラブ、葉椀ヒボウなど稱せられるものは、木の葉で盤形や椀形を造つたものと思はれるが、これはその名稱からも、その原型たる盤や椀の存在を豫想せしむるものであり、また木の葉で盤形や椀形を案出作爲するといふことは、相當に困難な仕事であらうから、多少の文化が發達した時代ならばとにかく、太古の原始時代にかやうなもののが造られたとは考へ難いことであり、のみならず唐の義淨三藏の南海寄歸内法傳卷第一に掲げてある要事四十標章の中第九受齋軌則といふ章に、「悉盛之葉器」とか、「籍之以葉」とか、「竝多縫葉爲槃」などいふ語句が見えてゐるのであるから、唐の高宗、武后の頃に所謂南海十洲の地方に於て、瓦器、漆器、

木器、金瓶、銅盤、銅椀などと共に、葉槧、葉器を使用せしことは明確なるところであり、或は印度よりマライ地方南洋諸島に亘る各地方に於て行はれた習俗が、佛教の傳來に伴つて傳來せしものではないかといふ疑念すらも生ずるのである。(民族第四卷第三號所載加志波手考參照)

されば、北史倭國傳に「俗無盤俎、藉以檻葉」とある記事は頗る疑ふべきものであり、恐らくは當時の倭人の實狀を目撃して記せしものではなく。たゞ支那に渡來せし倭人よりの聞き書きに據つたものではないかと推せられるのである。蓋し支那の使節が直接我が國に渡來したのは、卑彌呼及び臺興の時代に曹魏の使節が渡來した以後は、隋の時に文林郎斐世清が煬帝の使節として來朝したのと、唐の時新州刺史高表仁が太宗の使節として來朝したのであり、ついでは元の忽必烈の使節となるのである。

尤も日本書紀仁德天皇紀に「五十八年冬十月、吳國高麗國並朝貢」との記事があり、同雄略天皇紀には「六年夏四月、吳國遣使貢獻」とあり、また「十四年春正月、身狹村主青等、共吳國使、將吳所獻手末才伎、漢織、吳織、及衣縫兄媛、弟媛、泊於住吉津、是月爲吳客道、通磯齒津路、名吳坂、三月命臣連迎吳使、即安置吳人於檜隈野、因名吳原、以衣縫兄媛、奉大三輪神、以弟媛、爲漢衣縫部也、漢織、吳織、衣縫、是飛鳥衣縫部、伊勢衣縫部之先也」と見えてゐるのであるが、支那の方には正しくこれに相應すべき記録が存しないので、果して東晉或は宋の天子からの正式の使節が派遣されたかどうか、疑はしいこと考へられるのである。

蓋し日本書紀によると、我が大和の朝廷から、直接南方支那に使節を派遣せるものとして傳へらるゝ記事は、まづその最古のものとして、垂仁天皇の時、九十年春二月に、田道間守（記には多遲摩毛理とある）をば常世の國に遣はし、非時香菓即ち橘（記には登岐士玖能迦玖能木實とある）を求めしめたまひ、九十九年天皇崩御の翌年春三月に、田道間守が非時香菓、八竿八縵を得て常世の國より歸朝したといふ話が見えてゐる。古事記には「故多遲摩毛理、遂到其國、採其木實、以縵八縵、矛八矛、將來之間、天皇既崩、爾多遲摩毛理、分縵四縵、矛四矛、獻大后、以縵四縵、矛四矛、獻置天皇之御陵戸而、擎其木實、叫哭以白、（中略）遂叫哭死也、其登岐士玖能迦玖能木實者、是今橘者也」と見えてゐるが、この話はもとより史實として見るべきものではなく、或は吳の季札がその寶劍を解き、徐君の冢樹に懸けて去つたといふ話なども、この物語の一モデルとなつてゐるのではないかとさへも疑はるゝのである。たゞその所謂常世の國は或は漠然と外國を意味するものであるとか、或は常夜の國の意で、神話的思惟の國を意味するに過ぎないとか、種々の説が見えて居り、予も亦時代により場合により、かやうな意味にも用ひられたことを認むるのであるけれども、この場合の常世の國はとにかく橘の產地と考へられてゐるのであるから、もしその話の作者の意が支那を意味するものであるとすれば、當然北支那ではなくして、南支那を意味したものであることは疑ひないところであらう。

つぎに、應神天皇三十七年春二月の條に、「遣阿知使主、都加使主於吳、令求縫工女、爰阿知使主

等、渡高麗國、欲達于吳、則至高麗、更不知道路、乞知道路者於高麗、高麗王乃副久禮波、久禮志二人、爲導者、由是得通吳、吳王於是與工女兒媛、弟媛、吳織、穴織、四婦女」とあり「同四十一
年春二月の條に、「阿知使主等、自吳至筑紫國、時胸形大神乞工女等、故以兄媛奉於胸形大神、是則
今在「筑紫國」、御使君之祖也、既率三婦女、以至津國、及于武庫、而天皇崩之、不及、即献于大鷦鷯
尊、是女人等之後、今吳衣縫、蚊屋衣縫是也」と見えてゐる。然るに應神天皇の御代が支那では何れの
時代に當るかといふことは、我が國の上代紀年が不明である爲めに、兩者の間の比較をなすことが、甚
だ困難であるが、古事記註記の年代によりて、仲哀天皇の崩御の年をば西紀三六二年とし、應神天皇の
崩御の年を西紀三九四年とすれば、その間の三十二年間は、支那では東晉の哀帝の隆和元年から孝武帝
の太元十九年までに當つて居り、北支那では前秦王苻堅の甘露四年から前秦滅亡の年に及んでゐるので
ある。那珂博士等は神功仲哀二世の御年代としては三十二年では餘りに短かく思はるゝので、應神天皇
崩御の年として、古事記註記に見ゆる「甲午」は、恐らく「戊午」の誤りであらうと推定せられ、予は
この所説に對して曾て大に反對意見を述べたことがあつたのであるが（史學誌雜第二十一編第十一號參
照）、今にして之れを思へば、更に多少その所説を訂正すべき要あることを認むるのである。

蓋しもし應神天皇の崩御年をば、古事記註記の通りに、「甲午の年」であるとすれば、即ち西紀三九四
年となるのであるから、東晉安帝の義熙九年（西紀四一三年）よりも十九年前となり、もし仁德天皇の崩

御年をば古事記註記によりて「丁卯の年」即ち西紀四二七年とすれば義熙九年の倭國入貢は仁德天皇の御世となる譯であり、隨つて日本書記應神紀に見える阿知使主、都加使主等が吳に使したといふ傳へは、或は應神天皇の御世のことではなく、仁德天皇の御世のことではなかつたかといふ疑念も生ずるのである。予が曩に記註によりて應神天皇崩御の年をば「甲午」となし、西紀三九四年崩御説を主張した際には、應神紀のこの遣使をば、仁德天皇の御世の事實なるを、誤つて應神紀に挿入せしものと認めた爲めであつた。

けれども、一方に於て神功及び應神の御治世をば三十二年間となすことは、たとひ「凡是天皇男女并甘王也」といひ、(古事記には「并甘六王」とあり)、また「この天皇の生前に大山守、大鷦鷯の二王子が、數子を擧げ給へり」となす日本書紀や古事記の傳へを重視しないとしても、星野博士、那珂博士等のいはるゝ通りに、「その年代短促に過ぎたり」といふ感じは、とにかく無理ならぬ疑念とも考へられるのであり、同時に他方に於てかの書紀に「應神天皇の三十七年(丙寅)春二月に阿知使主、都加使主を吳に遣はし、四十一年(庚午)春二月に阿知使主等吳より筑紫國に至り、ついで津國に至り武庫に及んだ時に天皇崩せられた」となす記事は、果して仁德紀に挿入すべき事實をば誤傳して應神紀に挿入せるものとして無造作に推斷し得べきであらうか、また疑ひなきを得ないのである。もとより記紀の記事に誤謬あり錯簡あることは、學者の等しく認むる通りであるから、この場合の記事と雖も必ずしも信するに足ら

ないかも測られないし、或はまた仁徳紀に入るべきものが、應神紀に混在するものであるかも測られないとの疑念も無下に排すべきであるまいが、而も之れを以て無根の記事なりと断ずるが爲めにも、また仁徳紀に入るべきものとして認むるが爲めにも、その然る所以の確かな理由がなければならない譯であり、もしその確かな理由を求め得ないとすれば、まづ一應その記事の示すところにより、出来るだけ原意に従つてそれを解すべき要があらうと考へられるのである。

予が曩に應神紀の是等の記事を以て仁徳紀の錯簡であらうと考へた所以は、たゞ書紀の記事の一般的性質より見て、かくの如きことも亦あり得べきことを豫想したゞけに過ぎないのであり、是等の記事が必ず仁徳紀に挿入せられなければならぬ、確かなる理由を有した譯ではないのである。或は日本書紀に應神天皇四十一年即ち庚午の年に阿知使主等が吳より筑紫國に至るとあり、また仁徳天皇五十八年即ち庚午の年に「吳國高麗國竝朝貢」との記事があり、同時に宋書帝紀に宋の文帝元嘉七年即ち庚午の年に「倭國王遣使獻方物」との記事あるにより、是等の記事を以て何れも同一の事實を傳ふるものとなし、隨つて書紀の應神天皇四十一年の記事は當然仁徳紀に入るべきものであり、その「以至津國、及于武庫、而天皇崩之」とある記事の天皇は「應神天皇にあらずして仁徳天皇を意味するものとなし、仁徳天皇の崩御年をば宋の文帝の元嘉七年に比定せんとする所説もあるのである。(「系譜と傳記」第三卷第十號所載太田亮氏論文「古史年代の新研究」參照)。けれどもその理由とするところは、たゞ元嘉七年の干

支が書紀の應神紀四十一年の干支及び仁德紀五十八年の干支と一致するがためといふに過ぎないのであり、その記事の内容に就いては殆ど全く顧みるところがないのである。或は書紀應神紀四十一年の條に「天皇崩于明宮」とあるは、書記作者が天皇を應神天皇と誤解せしにより、應神天皇の都なる明宮と變更せしもので、其實註文に見ゆる如く「云崩于大隅宮」とあつたのではなからうか。大隅宮は難波にある故に仁德天皇とする方が眞に近い」といふやうなことを理由として論ずるのであるけれども、仁德天皇の宮居は仁德紀元年の條に見ゆるやうに、高津宮といつたのであり、大隅宮は應神紀二十二年の條に「天皇幸難波、居於大隅宮」とあるやうに、明かに應神天皇の宮居であるから、應神天皇が大隅宮にて崩御ありたりとするも、何の不思議もないことで、それが仁德天皇でなければならぬ理由とはなり得ないはずである。而も應神天皇四十一年の記事はその年の正月に阿知使主等が吳より歸朝せる記事であり、宋の文帝元嘉七年の記事はその年の正月に倭國王が使を遣はし方物を献ぜし記事であり、その時日が餘りに短かいやうに思はれる。かつまた日本書紀の干支なるものが果してどれだけの事實に基くものとして信頼せらるべきやも疑問であり、もしまだ書紀の編者がその年代を作爲するに當りて、古記錄の干支に特別の注意を拂ひたりとせば、同一の事實をば「應神天皇四十一年春二月」と「仁德天皇五十八年冬十月」との二箇所に分つて記載すべき譯もなからうと思はれるし、「仁德天皇五十八年(庚午)正月、倭國冬十月、吳國高麗國並朝貢」とある書紀の記事は、恐らく宋書の文帝紀に「元嘉七年(庚午)正月、倭國

王遣使獻「方物」とある記事と相應するものであり、應神天皇四十一年の記事は之れとは別に應神天皇崩御のこと、關聯して傳へられた事實ではあるまいとも推せられるのである。

もとより、この傳への大體の結構は、田道間守が常世國に使せし話とも似通へるものではあるが、田道間守の話がその往來に十年を費せりとなすに對して、阿知使主等の話は満四年を費せしことなつて居り、その内容も前者が全然說話的なるに對して、後者はとにかく歴史的の型式を有するのであるから、全く架空の作爲として排し去ることも、如何かと考へられるのである。そこで宋の文帝の元嘉七年以前に於て、倭國入貢に關する記事をば支那の史籍中に索むれば、即ち晋書安帝紀の義熙六年(癸丑)倭國入貢の記事以外には、全然之れに關聯せしむべき記事あるを知らないのである。さればその干支の點に於ては全く關係を見出すことが出來ないのであるけれども、應神天皇三十七年(丙寅)春二月、阿知使主等を吳に遣はし、同四十一年(庚午)春二月阿知使主等吳より歸朝せしも、會々天皇の崩御に會し、その伴ひ歸りし工女等は、之れを大鷦鷯尊に獻ぜりとなす記事は晋書安帝紀義熙九年の條に「高句麗、倭國、及西南夷銅頭大師、並獻「方物」とある記事と關聯するものではないかとも推せられるのであり、その吳に使するに當り、阿知使主等はまづ高麗國に渡り、高麗王より久禮波、久禮志の二人を導者として附せられ、是れに由つて吳に通ずるを得たりとなす書紀の記事と、晋書安帝紀に高句麗と共に倭國が入貢せりとなす記事との間にも、また一脈相通するものあるが如き感があり、この兩記事の關係を暗示す

るが如く思はしむるのである。

なほまた當時我が國の高句麗國に對する關係より見るも、廣開土境好太王の碑文によれば好太王の永樂十年庚子（西紀四〇〇年）と永樂十四年甲辰（西紀四〇四年）とに、新羅方面と、もとの帶方郡方面とに於て高句麗の大軍と大衝突をなし、ついで恐らく永樂十七年丁未（西紀四〇七年）にも平壤方面に於て合戦をなしたらしく思はれる外には、その後高句麗國との衝突について何等傳ふるところがないのであり、ついで好太王は永樂二十二年壬子（西紀四一二年・晋安帝義熙八年）に三十九歳を以て死んで居るのである。東國通鑑には好太王卽位の年をば晋大元十七年壬辰（西紀三九二年）とし、その死去の年をば、晋安帝義熙九年癸丑（西紀四一三年）となしてゐるけれども、この碑文によると、何れも一年だけ誤つたものであることが知られるのである。だから倭及び高句麗の使節が晋に入貢した義熙九年は、高句麗國では長壽王の時で、三國史記卷第十八にも、好太王は二十二年冬十月に死し、長壽王元年の條に、「遣長史高翼、入晋奉表、獻赭白馬、安帝封王高句麗樂安郡公」と見えてゐるのである。さればこの際倭國と高句麗國との關係が平和な狀態であり、而も前代に於ける兩國の接觸衝突は、また同時に兩國の關係を密接ならしむる所以でもあつたであらうと推せられるので、高句麗國の使節と共に晋に入貢したといふことも、またあり得べきことではあるまいとも考へられるのである。またかの續日本紀卷第卅八、延暦四年六月の條に見えてゐる、坂上大忌寸苅田麻呂等の上表に、「臣等、本是後漢靈帝

之曾孫、阿智王之後、漢祚遷魏、阿智王因神牛教、出行帶方（中略）、爰建國邑、育其人庶、後召父兄、告曰、吾聞、東國有聖主、何不歸從乎、若久居此處、恐取覆滅、卽携母弟迂興德及七姓氏、歸化東朝、是則舉田天皇治天下之御世也、於是、阿智王奏請曰、臣舊居在於帶方、人民男女皆有才藝、近者寓於百濟高麗之間、心懷猶豫、未知去就、伏願天恩遣使追召之（下略）とあり、その時の遣晋使節であつた阿智使主等が、もと帶方の住民で、高句麗百濟方面の事情に通じてゐたと思はれる傳へなども、亦その使節がまづ高句麗國に行き、その指導を求めたといふ傳へと、多少の關係を暗示するものではないかとも推せられるのである。

そこで、予は日本書紀應神紀に、「三十七年春二月、遣阿知使主、都加使主於吳、令求縫工女」云々とあり、「四十一年春二月、阿知使主等、自吳至筑紫國」云々とある記事は、恐らく日本書安帝紀義熙九年の條に、「是歲、高句麗、倭國及西南夷銅頭大師、竝獻方物」とある記事と關聯するものであらうと推考せざるを得ないのである。もし果して然りとすれば、倭國の使節阿知使主等は義熙九年即ち西紀四一三年に晋都に至り、その翌年即ち義熙十年甲寅の年に歸朝したものとして認むることが出來やうかと考へる。書紀に往復滿四年を費したこととなつてゐるのは、恐らく滿二年位の誇張ではないかと考へる。

その事情は高句麗國に對する事情よりも察せられるところであり、また後の遣唐使の實例によりても推せられるところである。例へば犬上御田鍬等の一行為舒明天皇の二年（西紀六三〇年）八月に出發して、

同四年(西紀六三二年)八月に歸朝してゐるから、満二年を費して居り、吉士長丹等の一行は、孝德天皇の白雉四年(西紀六五三年)五月に出發し、同五年(西紀六五四年)七月に歸朝してゐるので、満一年二箇月を費して居り、高向玄理等の一行は、孝德天皇の白雉五年(西紀六五四年)二月に出發し、齊明天皇の元年(西紀六五五年)八月に歸朝してゐるので、満一年半を要して居り、坂合部石布等の一行は、齊明天皇の五年(西紀六五九年)七月に出發し、同七年(西紀六六一年)五月に歸朝してゐるので、満一年十箇月を要して居るといふやうに、朝鮮沿岸より山東沿岸を經たる當時の交通には、満二年乃至一年二箇月を要してゐるのであり、なほ小野妹子等が始めて隋に使せし時は推古天皇の十五年(西紀六〇七年)七月に出發して、翌十六年五月に京都に歸り得た日程となつて居り、僅に十一箇月を費したに過ぎないのであるし、更にその年九月に再び隋に使し、翌十七年九月に歸朝してゐるので、約一年餘を要してゐるに過ぎないのであるから、たとひ當時鴨綠江流域にあつた、高句麗國の都國內城に迂廻したとしても、満四年の歲月は長きに過ぎることを感ぜざるを得ないのである。

而して、もし以上の事實を認めるとすれば、應神天皇の崩御の年は阿知使主等の歸朝せし年即ち義熙十年(西紀四一四年)甲寅の年と認むることが、最も正當なる推定ではあるまいかと考へる。もし果して然りとすれば、古事記註記に應神天皇の崩御年をば「甲午歲九月九日崩」と記しあるのは、「甲寅歲」の誤謬として認めなければならぬ譯である。即ち午は寅の誤であらうと思はれる。されば神功應神の

御治世は、もし仲哀天皇の崩御年をば古事記註記の通りであるとすれば、五十三年となる譯であり、應神天皇の御年も五十三歳となるのであるから、その間に二十人の御子と、更にその孫君があつたといふことも、應神天皇の寶算を三十二歳となす場合よりも、一層合理的に了解され得ることとなるのである（而もこの一事によりても古事記註記の崩御年代が必ずしもそのまゝに信すべきものでないことが推知せられるのであり、その各々について更に再考すべき要あることを認るので、この事については後に詳論するつもりである）。

それから、仁德紀五十八年（庚午）冬十月の條に、「吳國高句麗國並朝貢」とある記事は、曩にも述べた通りに、恐らく宋書文帝紀に「元嘉七年（庚午）正月、倭國王遣使獻方物」とある記事と相應するもので、正月に宋に入貢せしものが、その年十月に歸朝することは、他の實例より見て、當然の日程であらうと思はれるし、その干支の同一なることも、亦注目すべきことであらうと思はれる。たゞこの時眞に吳の使節が來朝せしや疑問であり、宋書の方には全然かくの如き事實の記載を有しないのであるから、たとひ何人か伴ひ歸りしとするも、恐らく文帝よりの正式の使節でなかつたことは、疑ふべからざるところであらう。而も仁德紀五十八年の此の記事を以て、宋の元嘉七年のかの記事に相應ずるものであるとすれば、古事記註記の仁德天皇崩御の年代にも亦訂正を加へなければならないこととなるのであり、少くとも宋の文帝の元嘉七年、即ち西紀四三〇年までは、仁德天皇の御治世であつたとして認めなけれ

ばならないこととなる譯である。即ち記註に「丁卯年八月十五日崩」とあるのは誤りであり、仁德天皇の御治世は約十七八年間となるのである。

つぎに、雄略天皇の六年(壬寅)夏四月の條に、「吳國遣使貢獻」とある記事であるが、之れも恐らく眞に吳使の來朝せしことを意味するものではあるまいと考へる。蓋し明白に雄略天皇の御代に關係ある支那方面の記事としては、宋書順帝紀昇明二年(西紀四七八年)の條に、「五月戊午、倭國王武、遣使獻方物、以武爲安東大將軍」とあり、同倭國傳に「順帝昇明二年、遣使上表」云々の記事あり、また南齊書倭國傳に「建元元年、進新除使持節都督、倭新羅任那加羅秦韓六國諸軍事、安東大將軍倭王武號爲鎮東大將軍」とあるだけである。なほ宋書順帝紀昇明元年の條に「冬十一月己酉、倭國遣使獻方物」と見えて居り、これは我が何天皇の御代に當るか明記がないのであるけれども、恐らくはやはり雄略天皇の御代であらうと推せられる。されど是等の記事は日本書紀雄略紀の「八年(甲辰)春二月、遣身狹村主青、檜隈民使博德、使於吳國」とあり、「十年(丙午)秋九月、身狹村主青、將吳所獻二鵝、到於筑紫」とあり、「十二年(戊申)夏四月身狹村主青與檜隈民使博德、出使于吳」とあり、また「十四年(庚戌)春正月、身狹村主青等、共吳國使、將吳所獻手末才伎、漢織吳織及衣縫兄媛弟媛、泊於住吉津」云々とある記事に相應すべきものであらうと思はれるので、雄略天略の六年(壬寅)夏四月の「吳國遣使貢獻」とある記事に相應すべき記事は、遂にこれを見出すことが出來ないのである。

たゞその「六年(壬寅)夏四月」とある點に於て、宋書孝武帝紀の太明六年(壬寅)三月壬寅、以倭國王世子興、爲安東將軍」とあり、同書倭國傳に「世祖太明六年、詔曰、倭王世子興、奕世載忠、作藩外海、實化寧境、恭修貢職、新嗣邊業、宜授爵號、可安東將軍倭國王」と見えてゐる記事と、何等かの關係を有するものではあるまいかとも疑はるゝのである。もとより倭王世子興は安康天皇の御名穴穂(Anaho)の ho の音譯であらうと思はれるので、安康天皇に關係ある是等の記事が、書記の雄略紀に見ゆる「六年(壬寅)夏四月、吳國遣使貢獻」といふ記事に直接關係あるべしとも思はれないが、たゞ宋書孝武帝紀の太明四年の條に、「十二月丁未、倭國遣使獻方物」とあるので、日本書紀の方には何等の記事も存しないのであるけれども、太明四年(西紀四六〇年)十二月に倭國の使節が宋に入貢し、恐らく爵號の授受を請うたのに對して、太明六年(西紀四六二年)壬寅の年三月に、倭國王世子興に安東將軍倭國王の爵號を受けたこと、思はれるのであり、その「太明六年壬寅」とあるのが、雄略紀の「六年壬寅」とあるのと恐らく偶然の一一致に過ぎなからうが、また多少の注意を呼ぶものあるを感ずるのである。

けれども、雄略天皇の十四年(庚戌)春正月の條に

身狹村主青等、共吳國使、將吳所獻手末才伎、漢織吳織及衣縫兄媛弟媛等、泊於住吉津。是月、爲吳客道、通磯齒津路、名吳坂。三月、命臣連迎吳使、即

安置吳人於檜隈野、因名吳原。以衣縫兄媛奉大三輪神、以弟媛爲漢衣縫部也、漢織、吳織、衣縫是飛鳥衣縫部、伊勢衣縫之先也。

とある記事は、その傳ふるところ比較的詳細であり、單に誤謬或は作爲として、排し去る譯には行かないやうに認められるのである。されどこの記事は元來曩に掲げた雄略天皇の八年(甲辰)十年(丙午)及び十二年(戊申)の記事と關係あるものであるが、之れを支那方面の記事と對比するに、宋書順帝紀の昇明元年(丁丙)昇明二年(戊午)及び同書倭國傳同年の記事及び南齊書倭國傳の高帝建元元年(己未)の記事と相應すべきものゝやうに思はれるのであり、恐らく雄略紀の八年(甲辰)春二月の記事が、宋書の昇明元年(丁巳)冬十一月己酉、倭國遣使の記事に應ずるものであり、雄略紀の十二年(戊申)夏四月の記事が、宋書の昇明二年(戊午)五月戊午、倭國王武遣使の記事に應ずるものではないかとも考へられるのである。

たゞ日本書紀の遣使の記事が、八年、十年、十二年、十四年といふが如くに、何れも二年目となつてゐることは、恐らく作爲の迹を示すものであり、十二年四月に發遣せられた身狹村主青等が、十四年正月に歸朝せしものとすれば、その往來に一年九箇月を費せしことなるのであるから、普通の場合に比して別に不合理とも思はれないが、八年二月に出發せし身狹村主青等が、十年九月に歸朝せりとなす場合は、その往復に二年七箇月を要せしことなり、稍や長きに過ぐるやうにも思はれるし、もし八年二

月に出發せしものが、翌年の冬十一月に宋都南京に到着せしものとすれば、往航だけに一年九箇月を費せしことなり、餘りに長きに過ぐるので、その年の冬十一月に着せしものと見た方が正當であり、随つてその歸朝も。十年九月ではなく、九年九月と見るべきであらうと推考せられるのである。つぎに雄略天皇の十二年四月に出發した身狹村主青等が、その年の五月に南京に到着すべきことは全然不可能であるから、翌十三年の五月に着いたとして、十四年正月に歸ることは、もとより可能のことであらう。

然るに、南齊高帝の建元元年は宋の順帝の昇明三年五月に始まるのであるから、昇明二年五月戊午に「倭國王武が使を遣はして方物を献じ、武を以て安東大將軍となし」た時までに、少くとも一箇年以上の歲月が経過してゐる譯であるから、昇明二年の遣使の後に、更に今一度倭國よりの使節が、建元元年に南齊の方に到着したものか、或は南齊の使節が倭國の方へ派遣せられたものと認めなければならないのである。けれども南齊の方ではこの革命事業の際に、態々倭國へ使節を派遣すべき、理由も必要もあるまいと推せられるし、勿論之れについての記録も存しないのであるから、この場合は當然倭國より今一度使節を派遣せしものと認むべきであらう。

してみると、宋末齊初の際に於ける倭國王武よりの遣使は、昇明元年、同二年、及び建元元年の三回か、或は昇明二年及び建元元年の二回となる譯であり、もし倭國王武といふ王名が明記せられ居る場合

のみを取れば、二回となるのであるが、昇明元年の遣使を武の時代でないとすれば興の時代となり、興より武への時代の推移が昇明元年の頃に行はれたこととなり、後に述ぶるが如き全體の年代との關係上不合理なことゝ認められるので、やはり三回の遣使が武の時代に行いたものとして認めた方が、正當かと考へられるのである。そこでもし建元元年の倭國に關する記事が、雄略紀の十二年四月遣使の記事に相應するものであるとすれば、昇明二年五月倭國王武入貢の記事は、雄略紀の八年二月遣使の記事に相應するものかとも推せられるのである。即ち雄略紀の八年をば昇明元年とすれば、元年二月に出發した使節が、翌二年五月に南京に到著し、翌建元元年九月に歸朝したことゝなると共に、昇明二年四月に出發した使節が、翌建元元年五月以後に南京に到著し、翌建元二年正月に歸朝したことゝなる譯である。けれども書紀の是等の紀事はその年代が全然信ぜられないと同様に、その月日の方も必ずしも信ずべきではあるまいと考へられるので、その航行日數に關する疑問などは、特に云ふべき程の問題ではあるまいかとも考へられるのである。

要するに、日本書紀雄略紀に見ゆる八年、十年、十二年、十四年の記事は、何れも二年置きとなつて居り、その前の六年の記事もやはり二年置きで、その作爲の迹が明瞭であり、或は六年の記事は八年以下の使節派遣の記事に對する、國家の面目上挿入せられた、全然作爲の記事かとも疑はるゝのであるが、八年以下の記事は全然作爲のものとは思はれないであり、恐らく宋書の帝紀及び倭國傳に見ゆる

昇明元年、二年の記事及び南齊書倭國傳の建元元年の記事と何等かの關係を有するものではないかと考へる。けれども雄略紀十四年正月の記事は、それが建元元年の記事に應ずるものであるとしても、或は昇明二年の記事に應ずるものであるとしても、何れにせよ支那に於ては宋の滅亡、齊の勃興の時に當つて居るので、その際我が國へ使節を派遣したとは、まづ受取り難いことであり、明かに宋使或は齊使であつたかと思はるゝのに、吳使といひ吳國といふが如き、時代離れたした書き方も、實際皇帝よりの使節が來たものとしては疑はしきことである。尤も明かに隋の煬帝の使節であつた斐世清をば、「大唐使人斐世清」として記載して居る書紀の編者であるから、東晉でも宋でも齊でも皆吳といふ名稱で呼んで居ることも、別に不思議はないといふ異論もあるであらうが、隋の場合は間もなく唐となつて、その後長くまた屢々之れに使節を派遣したのであるから、自然に遣唐使なる名稱が一般に行はれ、遣隋使も亦遂に之れに覆るゝに至つたものとして、考へられないこともないのであるけれども、晉、宋、齊に對する吳の場合は、全く之れとその事情を異にしてゐるので、この二つの場合を以て同一視する譯には行かないかと考へる。だから雄略紀十四年の吳使來朝の記事も、やはり眞に宋或は齊の皇帝よりの使節が正式に來朝した譯ではなく、當時所謂吳の使節と稱せられたものが、來朝したことがあつたのではないかといふ、多少の疑念が存するだけに過ぎないのである。

されば、確實に知られ得るところでは、やはり卑彌呼及び臺興に對する曹魏の使節についてでは、隋の

煬帝の使節、唐の太宗の使節となる譯であらうと考へる。もしこの推考が正しいものであるとすれば、司馬晉南北朝の時代に於ては、我が國より支那へ使節を派遣せしことは十數回に及んで居り、殊に南朝の宋及び齊に對しては讚、珍、濟、興、武等の倭國王が、前後十一回に亘りて使節を派し、その封冊を受けてゐるのであるが、支那よりの正式の使節は、一回も渡來しなかつたこととなるのである。もとより北史は唐の李延壽が選んだものであり、李延壽は唐の太宗時代の人であり、かつ北史倭國の記事は斐世清遣使渡日のことにまで及んでゐるのであるから、少くとも隋の斐世清遣使關係の文書は知り得たことゝ思はれるので、かの北史倭國傳に「俗無盤俎、藉以槲葉」とある記事は、この斐世清關係の記録によりて記せしものか、或は司馬晉、南北朝、隋唐時代の倭國王使節關係の記録によりて記せしものと推考せらるゝのである。

されど、もし北史のかの記事が斐世清關係の記録によつたものであるとすれば、斐世清の我が國に渡來したのは、日本書紀によると推古天皇の十六年夏のことで、六月十五日に難波津に著き、八月三日に京に入り、十二日に謁見式があつたのであるから、我が國に於ては正に厩戸皇子の攝取時代で、支那、西域、印度の文化が相當に輸入されてゐた時代であり、この時代に我が國に於て、隋の使節等が「俗無盤俎、藉以槲葉」といふ事實を目撃したとは、到底考へられないことである。或は食器の上に木葉を敷いて食物を盛つたことを意味するのではないかとも疑はれるが、それにしても「俗無盤俎」とは事實

を傳ふるものとも思へない。

かつまたこの記事を撰んだ人は唐の李延壽であるけれども、その記事の目的とするところは、南北朝時代の倭國の状態習俗を述ぶるにあるので、その史料として使用せし記録文書は、主として南北朝時代のものであるべきことは、もとより當然の事情であらうと思はれる。然るに南北朝時代に於ては、支那の使節の我が國に渡來せしものは、恐らくなかつたかと推せられるのであるから、南北朝時代の倭國關係史料としては、主として倭國よりの使節に關する記録によらなければならなかつたことと思はれるので、隨つて倭國の状態習俗などについては、全く倭人よりの聞き書きによつたものと見るべきであり、かの「俗無盤俎、藉以檸葉」といふ一文句の如きも、恐らく倭人が宴會或はその他の食事の折などに、我が國の習俗の支那の習俗と異つた點を述べ、「我が國にてはその食事の際に、支那にて使用するが如き盤俎を用ひず、また食物を盛る時に檸葉を藉くことある事實」を以てせる、その話を傳へて、この記事或はこの記事の原文を作つたものではないかといふ疑念も生ずるのである。乃ちかく解することによりて、かの魏志倭人傳に「食飲用籠豆」とある記事との矛盾をも、氷解することが出来るのであり、同時にその當時に於ける我が國の實際上の習俗との矛盾をも、之れを除くことが出来るのである。

されば、北史倭國傳に見ゆるかの文句によりて、支那の南北朝の頃、我國に於てはなほ主として木葉を以て飲食物を盛ることに使用せりとなすが如きは、時代の觀念を無視し、實際の事情を忘却せる空論

であり、また之れによりて九州地方と畿内地方との習俗の相違を論ずるが如きは、全くその史料の性質を漠視せる爲めの誤謬であるといはなければならないかと考へる。

それから、手食といふことについても、多くは書紀崇神紀に見えてゐる倭迹々日百襲姫命の箸墓の物語や、古事記神代記に速須佐之男命が出雲國の肥河上に降りましゝ時「箸從其河流下」とあるによりて、我が國に於ける箸使用の事實が、甚だ古きことを認めんとする議論が行はれてゐるのであるけれども、是等の記録は主としてその物語が作成された時代の思想習俗を反影するものであるから、それ等の物語がどの位古いものであるかを證明されない以上は、果してその習俗が古いものであるかどうかは不明のことであり、必ずしも我が國の古い習俗を示すものとは認められないものである。殊に箸墓の傳説の如き、或は土師墓の意が轉ぜしものではないかとの疑ひをも存するので、今俄かにその傳説をばそのままに、箸使用の習俗を傳ふるものと見る譯には行かないものである。かつ手食のことは、北史倭國傳にも「食用手鋪^之」とあるのであるから、手食といふことは支那の習俗に影響せらるゝ以前に於ては、多くの南方亞細亞の諸民族が今なほその慣習を保持するやうに、我が民族の間に於ても、古くはやはりその習俗が一般に行はれたものと見た方が、寧ろ正當ではないかとも推考せられるのである。

なほ、「見大人所敬、但搏手以當跪拜」とある習俗と、「下戸與大人、相逢道路、逡巡入草、傳辭說事、成蹲或跪、兩手據地、爲之恭敬」とある習俗とは、一見矛盾せるやうにも思はれるのであるが、

然し兩者その場合を異にするのであり、或はその大人に對する身分も亦前後の場合に於て相違してゐるらしく見えるのであるから、同一時代、同一場所に關する記事として、必ずしも有り得ないことでもないのであり、當時我が民族の間に於て、一般に行はれてゐた習俗として認められ得るのである。殊に、「搏手」の慣習は今なほ神詣でにその名残を留めてゐるのであり、その由來の頗る古きものあることを察することが出来るのである（民俗第四卷第三號所載加志波手考參照）。

それから、一方には「父母兄弟、臥息異處」とあり、他方には「其會同坐起、父母男女無別」とあることも一般人民の住處として、既に「屋室」があり、貴族の住處として「邸閣」があり、女王の居處として「宮室樓觀、城柵巖設」とある時代に、上下一般の習俗としては如何かと思はれるのであるが、かくの如き儀禮は身分の高下によりて異なることが常であるから、是等の習俗は一般人民について述べしものと認むべきであり、臥息の場合に處を異にすると共に、會同起坐の場合に「父母男女無別」といふ事實も、やはり有り得べきこととして、考へられ得るのである。またかの「屋室」といひ、「邸閣」といひ、或は「宮室樓觀」と稱するものも、或は近時下總國姥山だの、武藏國高坂などで發見されたやうな、地下に淺く掘つた堅穴或は堅穴類似の地面の上を、切妻の藁屋根で覆うた、所謂「天地根元造」の型式であつた民家や、大橋八郎氏所藏銅鐸に畫かれた家屋や、或は大和國佐味田發掘の鏡背に見えてゐる入母屋造家屋様のものなどを、聯想する程度のものではなかつたかとも推せられるのである。

たゞかくも關聯せる習俗に關する記事が、處を異にして別々に記るされてゐることは、また編者の不
用意と、魏志の文面の雜駁なることを曝露するものであらうと考へる。（未完）

（附言 民族所載加志波手考には遣支使節の回數について誤記をしてゐるが、あれが民族の最終號で
ある爲めに訂正の途がないので、こゝに記するところを以て、その訂正に代へたいのである。）

橋本增吉